

業庫第39号(例)
2022年8月23日

国庫金当座振込事務取扱金融機関本部
国庫金当座振込事務取扱店 御中

日本銀行業務局

「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先
金融機関用）」の一部改正に関する件

国庫金当座振込事務取扱店と日本銀行との間で授受している書面について、日本銀行業務オンラインによる授受に移行すること（「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」（2022年8月18日付日銀業第357号））に伴い、標題規程（昭和57年11月11日付国丙第67号）の一部を別紙のとおり改正し、2022年9月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正における留意事項は、次のとおりです。

1. 全般的な規程改正方針について

- ① 日本銀行業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」（以下「書面一覧表」といいます。）により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程では、主として当該書面の授受手段を限定する定めを削る改正を行い、授受手段を日本銀行業務オンラインに改める改正は行っておりません（例：「〇〇書を電子メールまたはファクシミリにより送付する」を「〇〇書を送付する」に改めるなど）。
- ② 日本銀行業務オンラインによる書面提出後に金融機関の手元に残る電子ファイルや紙面（スキャナで当該紙面の読取りを行う場合）については、別途保管する旨や当該紙面を日本銀行に送付する旨の規定があるものを除き、当該金融機関において削除・廃棄いただいて差し支えありません。この点、

現行の各事務取扱規程では、電子メールまたはファクシミリにより日本銀行に提出可能な書面に関し「電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない」旨の注意事項を付しているところ、当該注意事項を削る改正を行っておりますが、自明の扱いを注意事項として定めることを取り止めるものであり、従前の扱いを変更するものではありませんので、申し添えます。

2. 国家公務員給与振込事務に関する留意事項について

- ① 日本銀行業務オンラインにより振込明細の交付を受ける場合には、次の点にご留意ください。
 - ✓ 日本銀行では、振込指定日の4営業日前の日(①)および資金交付日(②)において、午後2時までに、振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表(①)または国庫送金依頼書(②)を掲載しますので、午後2時以降、速やかにこれらの書面の有無を確認してください。なお、振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表については、個人情報が含まれるため、日本銀行から事前に通知を受けるパスワードが設定されています。
 - ✓ 国家公務員給与振込明細表については、現行は2通交付していますが、1通のみ交付する扱いに変更となります。
 - ✓ 日本銀行業務オンラインにより振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表の交付を受けた場合には、振込明細表受領書の作成および日本銀行への送付は不要となります。
- ② 一括依頼先金融機関において、国庫金の振込に関する書類の補助的な手段として便宜的に電磁的記録媒体の交付を受けている場合には、振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表については、当該電磁的記録媒体とともに交付されます(日本銀行業務オンラインによる交付の対象外)。この場合、引続き、振込明細表受領書を作成し、日本銀行業務オンラインにより日本銀行に提出してください。
- ③ 一括依頼先金融機関を通じて依頼を受けた国庫金の振込にかかる国庫金振込不能報告書については、日本銀行業務オンラインによる提出への移行後も、一括依頼先金融機関から提出いただくことには変わりはありませんので、念のため申し添えます。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

03-3279-1111（代表）

荒川（内線：3328）、猪俣（3334）

「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）」中
一部改正

- 1. の注意事項（右ページ）① 2.（1）を横線のとおり改める。

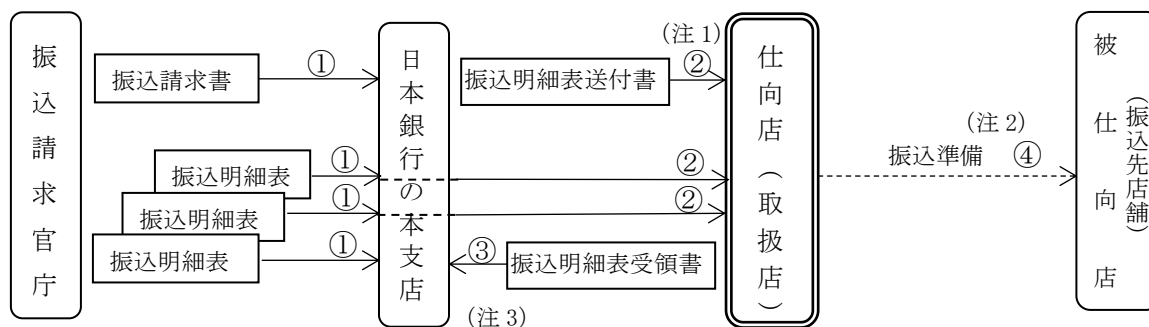
（1） 日本銀行の本支店から交付される電磁的記録媒体は、振込先金融機関における事務の効率化を図るために国庫金の振込に関する書類の補助的な手段として便宜的に交付されるものであること。この場合、振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表については、日本銀行業務オンラインを使用せず、電磁的記録媒体とともに交付される。

- 2.（2）の注意事項（給 9 ページ）②中「（用紙寸法 B 5）」を削る。

- 2.（3）中「2通の交付を受けたとき」を「の交付を受けたとき」に改める。

- 2.（3）の注意事項（給 13 ページ）① 1. を次のとおり改める（全面改正）。

1.（参考） 振込明細表等の流れ



（注 1） 振込指定日の 4 営業日前の日。

日本銀行業務オンラインにより交付される場合には、振込明細表は 1 通のみ交付される。
なお、送金資金は、振込指定日の前営業日に交付される。

（注 2） 振込指定日に確実に振込ができるよう、自行所定の方法により振込の事前準備（給 14 ページのハ.）をすることになる。

（注 3） 振込明細表が日本銀行業務オンラインにより交付された場合には、提出を要しない。

- 2. (3) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 振込明細表受領書の作成

- 振込明細表受領書^(注)を作成^①し、これを日本銀行の本支店に送付^②する。
ただし、日本銀行業務オンラインにより振込明細表の交付を受けた場合には、作成・送付を要しない。

(注) 振込明細表送付書に添付されている用紙を使用する。

- 2. (3) ハ. 中「③」を「②」に、「④」を「③」に、「⑤」を「④」に改める。

- 2. (3) ロ. の注意事項 (右ページ) ②を削り、同ハ. の注意事項 (右ページ) 中③を②に、④を③に、⑤を④に改め、③を横線のとおり改める。

- ③ 振込明細表2通の交付を受けた場合において、振込明細表2通そのうち1通は、他の事務に使用しない場合にときは適宜廃棄してよい。

- 2. (4) ロ. 中「③」を削る。

- 2. (4) ロ. の注意事項 (右ページ) ③を削る。

- 2. (5) イ. (ハ) 中「到着するよう」を削る。

- 2. (5) イ. (ハ) の注意事項 (右ページ) ①中「(用紙寸法 A5)」を削る。

- 2. (5) イ. (ハ) の注意事項 (右ページ) ②を横線のとおり改める。

- ② (注意) ~~1. 国家公務員給与の振込不能分については、日本銀行の本支店から振込請求官庁に対して、すみやかに通知をする必要があるので、国庫金振込不能報告書の提出もれ、遅延がないようにする。~~
~~2. 日本銀行の本支店には、電子メールまたはファクシミリにより送付する。ただし、やむを得ない事情により電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、書面により提出してもよい。~~
~~3. 国庫金振込不能報告書は、この要領上、電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない。~~

- 参考書式第1号中「用紙寸法 B6 (日本銀行代理店においては適宜)」を削る。

- 参考書式第3号中「用紙寸法 A4」を削る。